

平成 22 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用事業場における排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス及び排水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

また、廃棄物焼却炉及び廃棄物最終処分場における、ばいじん等、放流水及び周縁地下水についても、ダイオキシン類の検査を実施しました。

1 行政検査結果

(1) 大気基準適用施設（表 1）

検査を行った 4 施設における排出ガス中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました。

(2) 水質基準適用事業場（表 2）

検査を行った 9 事業場における排水中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました。

(3) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻（表 3 (1)）

検査を行った 2 施設におけるばいじん及び燃え殻のダイオキシン類測定結果は、すべて処理基準に適合していました。

(4) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水（表 3 (2)）

検査を行った 3 施設における放流水のダイオキシン類測定結果は、すべて維持管理基準に適合していました。また周縁地下水については、すべて環境基準値を下回りました。

2 今後の対応

今後も工場・事業場に対して立入検査を継続し、排出基準、処理基準及び維持管理基準の遵守状況を把握するとともに、排出削減を指導していきます。

表1 大気基準適用施設の行政検査結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	(有)フジ商事	江南市高屋町 西里23	廃棄物焼却炉	H22.6.17	3.0	10
2	日軽エムシーアルミ(株) 幸田工場	額田郡幸田町 大字菱池六十石 1番地3	アルミ合金製造施設	H22.6.3	0.41	5
3	衣浦衛生組合 クリーンセンター衣浦	碧南市広見町 1丁目1-1	廃棄物焼却炉	H22.12.10	0.43	5
4	加山興業(株) 豊川営業所	豊川市南千両 2丁目1番	廃棄物焼却炉	H22.7.1	0.000045	10

- (注) 1 ng(ナノグラム): 10億分の1g
 2 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

表2 水質基準適用事業場の行政検査結果

(単位：pg-TEQ/l)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	五条川左岸浄化センター	小牧市新小木 4 - 4 7	15-イ 18	H22.7.27	0.0018	10
2	王子製紙(株) 祖父江工場	稲沢市祖父江町 祖父江外平150	15-イ	H22.7.27	0.0048	
3	春日井市南部浄化センター	春日井市松河戸町2 030	18	H22.7.27	0.064	
4	矢作川浄化センター	西尾市港町1	15-イ 18	H22.7.28	0.0098	
5	東レ 東海工場	東海市新宝町31	7-イ,7-ロ, 7-ハ, 15-イ,15-ロ	H22.8.23	1.2	
6	大同特殊鋼(株) 知多工場	東海市元浜町39	19	H22.8.23	3.8	
7	加藤化学(株)	知多郡美浜町大字浦 戸字森下46-1	15-ロ	H22.8.25	0.031	
8	サンブレイン(株) 知多蒸溜所	知多市北浜町16	15-イ	H22.8.23	0.0060	
9	田原市赤羽根環境センター	田原市赤羽根町西山 1-68	15-灰	H22.8.24	0.98	

- (注) 1 pg(ピコグラム) : 1兆分の1g
 2 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。
 3 施設の種類の詳細は6ページ参照。

表3 廃棄物処理施設に係る行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻

(単位:ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	ばいじん、燃え殻の処理基準 (注1)	備考
田原リサイクルセンター炭生館	田原市緑が浜 二号2番地91	一般廃棄物	燃え殻	H22.12.16	0.036	3	新設
			ばいじん*	H23.2.9	2.8		新設
メディカルサポート(株)	大府市横根町坊 主山1番141	産業廃棄物	燃え殻	H22.12.16	0.91		新設
			ばいじん	H22.12.16	2.6		新設

*なお、H22.12.16に、埋立処分する前の薬剤処理が施されていない検体を採取しましたが、その結果は、4.5 ng-TEQ/gでした。

(注)1 ばいじん、燃え殻の処理基準とは、これらの埋立処分等(再生することを含む。)を行う場合に適用される基準である。

2 ng(ナノグラム):10億分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水、周縁海水

(単位:pg-TEQ/L)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	廃棄物最終処分場の維持管理基準
田原市一般廃棄物最終処分場	田原市六連町神ノ釜 8-1	一般廃棄物	放流水	H22.12.16	0.00072	10
			周縁地下水	H22.12.16	0.00041	(注1)
田原市第2東部最終処分場	田原市相川町 鳴森87-14	一般廃棄物	放流水	H23.2.9	0.0012	10
クリーン開発(株)産業廃棄物管理型最終処分場	瀬戸市余床町 320番地	産業廃棄物	放流水	H22.12.13	0.0017	10
			周縁地下水	H22.12.13	0.0021	(注1)

(注)1 周縁地下水及び周縁海水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/Lを参考としている。

2 pg(ピコグラム):1兆分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考1>

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m³N）

番号	施設名	新設施設の 排出基準	既設施設の 排出基準
1	焼結鋳製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	0.1
		同 2t/h 以上 4t/h 未満	1
		同 200kg/h 以上 2t/h 未満	5
		同 200kg/h 未満	

（注）1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

3 ng（ナノグラム）：10億分の1g

4 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

< 参考 2 >

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

(単位：pg-TEQ/ℓ)

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設の うち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4 - クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ る過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2, 3 - ジクロロ - 1, 4 - ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ る過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ る過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、 次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同 処理施設	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も
毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

< 参考 3 >

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん、燃え殻）及び
廃棄物最終処分場の維持管理基準

1 ばいじん、燃え殻について

- (1) ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- (2) 燃え殻：焼却炉の炉底等から排出される焼却灰、焼却物中の不燃物などの残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の基準について

ばいじん、燃え殻の処分を行う場合のダイオキシン類の処理基準は以下のとおりです。

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準値（ばいじん、燃え殻）
（単位：ng-TEQ/g）

廃棄物の種類	処理基準（注1）
ばいじん、燃え殻	3（注2）

- (注) 1 処理基準とは、埋立処分等（再生することを含む。）を行う際に適用される基準を言い、含有量で定められている。ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準値以下となるように処理しなければならない。
- 2 既施設（平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手されていた施設）からのばいじん、燃え殻については、次のいずれかの方法で処分した場合、基準値は適用されない。
 - (1) 重金属が溶出しないようセメント固化する方法
 - (2) 重金属が溶出しないよう薬剤処理する方法
 - (3) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理するなどの方法

3 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の維持管理基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、汚染の有無について判断するため、地下水に適用される水質の環境基準値である1pg-TEQ/lを参考としている。）
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。